

野田市福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 39 号

野田市福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則

(野田市福祉事務所長委任規則の一部改正)

第 1 条 野田市福祉事務所長委任規則（昭和 48 年野田市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 10 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項第 22 号中「第 81 条の 3」を「第 81 条の 4」に改める。

(野田市行政組織規則の一部改正)

第 2 条 野田市行政組織規則（昭和 54 年野田市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 福祉部の項生活支援課の目第 16 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正)

第 3 条 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成 28 年野田市規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ケ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則のうち、第 1 条中野田市福祉事務所長委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の改正規定、第 2 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 1 条中野田市福祉事務所長委任規則第 2 条第 1 項第 22 号の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。